

京都市告示第298号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年9月4日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

林町町内会

2 規約に定める目的

本会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション等に関する事。
- (2) 葬儀等の際に関する互助に関する事。
- (3) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (4) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市右京区京北大野町廣畑、同町横枕の区域

4 主たる事務所

京都市右京区京北大野町廣畑59番地1

5 代表者の氏名及び住所

樋口 泰弘

京都市右京区京北大野町廣畑77番地8

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和5年8月30日

(文化市民局地域自治推進室)